

11 在宅医療の提供体制

(1) 現 状

- 長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ療養生活を継続することができるよう、在宅医療の提供体制の整備が必要とされていますが、根室管内では、1ヶ月あたり訪問診療を受けた患者数（人口10万人対）は135.9人で、全道平均の425.1人を下回っている状況です。^{*1}

根室管内においても、高齢化の進行を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

<在宅医療>

- ◇ 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等（※）を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するものです。
- ◇ 在宅医療の対象者は、病気やけがなどにより通院が困難な人で、退院後継続して治療が必要な人、又は自宅等で人生の最終段階における医療を希望する人などで、具体的には、寝たきりの高齢者、神経難病患者、けがによる重度の後遺症のある患者、末期がん患者などです。

※ 「自宅等」とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所等を指します。

<地域包括ケアシステム>

地域の実情に応じて、高齢者が、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を言います。

* 1 厚生労働省 NDB （平成27年）

- 全国的に実施された高齢者の健康に関する意識調査*₁では、63.2%の人が自宅等（自宅、特別養護老人ホームなどの福祉施設、高齢者向けのケア付き住宅）で最期を迎えることを希望していますが、根室管内では在宅等（自宅、特別養護老人ホーム等）における死亡の割合は7.1%で、全国平均の19.9%及び全道平均の12.7%を大きく下回っています。*₂

【在宅死亡率の推移】

単位：%

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
根室管内	8.5	6.9	8.6	7.3	8.9	7.1
全道	11.0	11.2	11.7	12.1	12.8	12.7

＜人生の最終段階における医療及びケアのあり方＞

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要です。

- 在宅療養支援体制を見ると、人生の最終段階も含め24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院は、根室管内では、平成30年4月現在、2施設（市立根室病院、町立中標津病院）が届出を行っており、平成26年から1施設増加しています。

【在宅療養支援診療所届出数】（施設数）

各年4月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
根室管内	0	0	0	0	0	0
全道	312	318	337	330	333	258

北海道保健福祉部調べ

【在宅療養支援病院届出数】（施設数）

各年4月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
根室管内	1*	1	2	2	2	2
全道	35	44	50	46	49	52

* 機能強化型（単独）

北海道保健福祉部調べ

- 訪問看護ステーション（サテライト型事業所を含む。）は、根室管内では、平成30年4月現在、5か所あり、平成24年に比べて1か所増え、在宅療養中の患者に看護を提供しています。

【訪問看護ステーション数】

各年4月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
根室管内	4	4	5	5	5	5
全道	304	334	367	403	443	482

北海道保健福祉部調べ

*1 内閣府 高齢者の健康に関する意識調査（平成24年）

*2 平成28年版 釧路根室地域保健情報年報

- 在宅患者への訪問による薬剤管理指導を実施し、在宅患者調剤加算を算定している薬局は、根室管内では、平成30年4月現在、3施設あり、開設許可を受けている薬局（26施設）の11.5%となっています。
- がんなどの疼痛緩和に必要な医療用麻薬の調剤や患者宅での保管管理・廃棄等の指導に対応できる麻薬免許を有する薬局は、根室管内では、平成30年4月現在、24施設となっています。
- 歯科訪問診療（居宅）または歯科訪問診療（施設）のいずれかを実施している診療所は、根室管内では、平成30年4月現在、8施設あり、在宅療養者を歯科医療面から支援しています。

(2) 課題

ア 在宅医療（訪問診療）の需要の把握

高齢化の進行や生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるなどの疾病構造の変化に伴い、要介護認定者や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられます。また、地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う増加（新たなサービス必要量）も見込まれます。

【訪問診療の需要（推計）】

	単位：人/日			
	平成25年 【2013年】	平成32年 【2020年】	平成35年 【2023年】	平成37年 【2025年】
根室管内 訪問診療の需要	170	229 (206)	260 (221)	286 (231)

（北海道医療計画より抜粋）

* 下段（ ）は新たなサービス必要量を除いた数

* 平成37年の（ ）の数は、平成25年時点で訪問診療を受けている者の数に、根室管内の将来人口乗じて推計。

平成32年、35年は年数の按分により推計。

イ 地域における連携体制の構築

根室管内の各市町における医療・介護資源、人口及び世帯構造は、それぞれ異なることから、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、在宅医療の推進、介護サービスの提供体制の整備、高齢者の住まいの確保など、根室管内の各市町の事情に応じた取組を行っていくことが必要です。

ウ 在宅医療を担う医療機関等の充実

在宅医療を求める患者が、住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護ステーションの充実が必要です。

エ 緩和ケア体制の整備

- 緩和ケアについては、身体症状の緩和に加え、心理社会的な問題への援助が求められています。
- 在宅緩和ケアを進めるため、医療用麻薬の効果的・適正な使用を図っていく必要があります。

オ 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実

高齢者のフレイル^{*1}対策として、低栄養の防止が重要であることから、専門的な口腔ケアの充実を図ることにより、歯・口腔機能の維持や在宅での栄養管理の実施、経口摂取の推進、誤嚥性肺炎^{ごえん}の予防が必要です。

カ 訪問看護の質の向上

訪問看護師には、医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、介護支援専門員などの専門職種と連絡・調整を図りながら、在宅療養中の患者に適切な看護を提供する能力が求められています。

キ 訪問薬剤管理指導の推進

在宅療養中の患者が医薬品を適正に使用できるよう、薬局と医療機関等との間で服薬情報等を共有するとともに、薬局薬剤師による在宅患者の医薬品管理・適正使用の指導（薬剤管理指導）の実施が求められています。

ク 住民に対する在宅医療の理解の促進

- 在宅医療を推進するためには、医療機関はもとより、住民に対し、在宅医療に関する情報提供や普及啓発が必要です。
- 人生の最終段階の患者が自ら望む場所で最期を迎えることができるよう、患者やその家族、在宅医療に携わる関係者が患者の意思を共有することが必要です。
- また、家庭における看護の需要に対応するため、在宅療養に必要な家庭看護の知識・技術の普及を図る必要があります。

*1 フレイル：学術的な定義は確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の並存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。

（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書）

ケ 災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築

- 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられる体制の構築が必要です。
- また、避難後には、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要なことから、住民に対し、お薬手帳等の普及啓発が必要です。

(3) 必要な医療機能

ア 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】

入院医療機関と在宅医療を提供する医療機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保することが必要です。

イ 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】

患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、患者が住み慣れた地域で継続的かつ包括的に提供されることが必要です。

ウ 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】

- 在宅療養中の患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保することが必要です。
- 管内において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備することが必要です。

エ 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

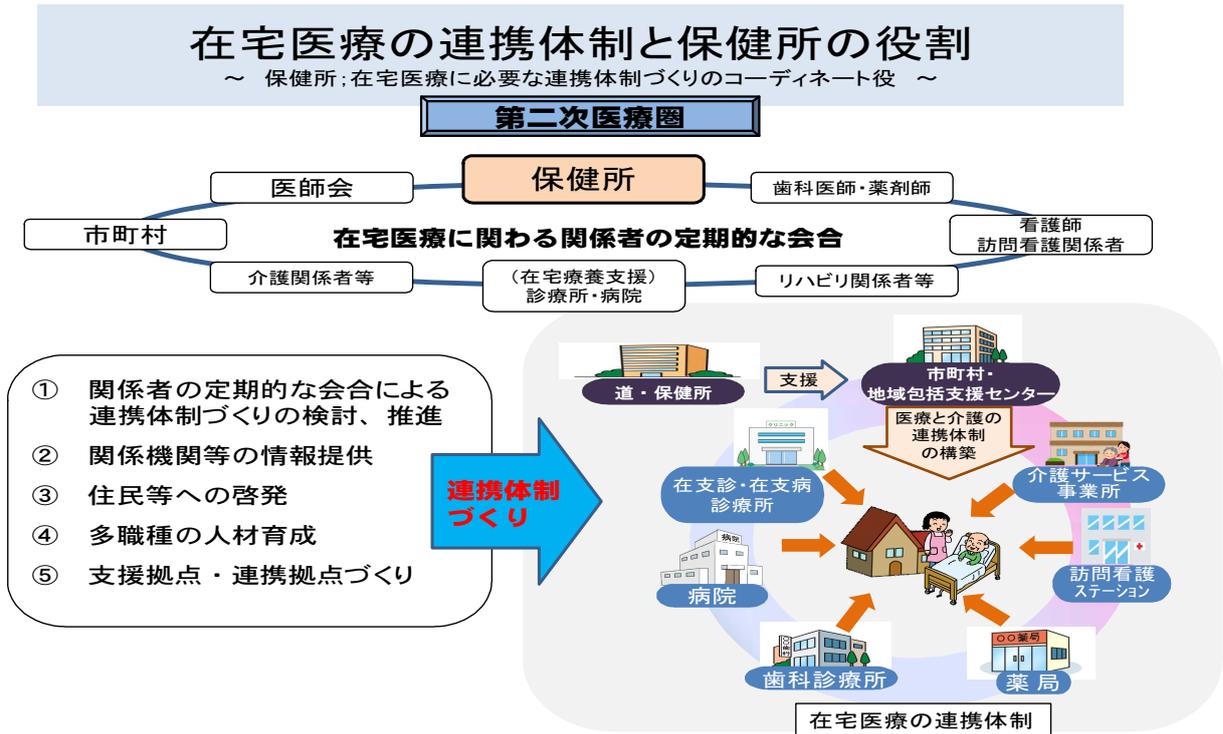
自宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいや介護保険施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保することが必要です。

(4) 数値目標等

項 目	現状値(平成30年度)	平成32年度までの対応
訪問診療を実施している医療機関数(人口10万対)	12.6	12.6
在宅療養支援病院数	2	2
地域包括ケア病棟入院料加算 医療機関数	1	2
在宅看取りを実施している医療機関数	2	2
24時間体制の訪問看護ステーション数	3	3
歯科訪問診療(居宅)または歯科訪問診療(施設)のいずれかを実施している診療所数	8	8
在宅患者訪問薬剤管理指導料加算 薬局数	15	15
訪問診療を受けた患者数(1か月あたり)人口10万人対(人)	135.9	135.9 以上
在宅死亡率	7.1	7.1 以上

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策**ア 地域における連携体制の充実**

- 住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町単位での在宅医療の連携構築を目指して、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の充実に努めます。
- 特に、患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の充実に努めます。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町職員等を対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修や会議を開催し、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の充実に努めます。
- 医療と介護の連携を図るため、医師等医療従事者と介護支援専門員等による事例検討や情報交換を円滑に行うためのツール作成などの取組を促進します。
- 小児在宅医療においても、地域のニーズに応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の支援者間の連携促進に努めます。



イ 在宅医療を担う医療機関の充実

- 在宅医療を必要とする患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる在宅療養支援病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）、薬局や24時間体制の訪問看護ステーションの充実に努めます。
- また、24時間体制の在宅医療を提供できるよう、在宅療養支援病院以外の医療機関も含めたネットワークの構築に努めます。
- 広域分散型の本道で医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した患者情報共有ネットワーク、見守り支援、遠隔医療等の取組について、情報提供を行います。

ウ 緩和ケア体制の整備

薬局から医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅療養中の患者に提供されるよう、麻薬在庫情報の共有を進め、薬局間での融通など、円滑な供給に努めます。

エ 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実

在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実に努めます。

オ 訪問看護の質の向上

在宅療養中の患者が住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、研修や会議の開催等を通じて訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。

カ 訪問薬剤管理指導の推進

在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、関係機関・団体と連携して服薬状況を記録する「お薬手帳」の普及を図ります。

キ 住民に対する在宅医療の理解の促進

- 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。
- 患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、かかりつけ医等医療従事者や家族と話し合うことなどについて、住民への普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、かかりつけ医等医療従事者や介護関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。

ク 災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築

災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、市町、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。

(6) 医療機関等の具体的名称

市立根室病院（在宅療養支援病院）

町立中標津病院（在宅療養支援病院）

（北海道医療計画 平成30年3月より）

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 高齢者のフレイル対策には食事が重要であり、経口摂取の維持・継続による低栄養や誤嚥性肺炎への予防が必要なことから、釧路市にある在宅歯科医療連携室を拠点として、在宅歯科医療や口腔衛生指導の推進を図ります。
- 認知症を含めた要介護高齢者に対する経口摂取の維持・継続による低栄養の予防や誤嚥性肺炎の予防のため、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）は、在宅療養支援病院をはじめとする医療機関、病院歯科、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と十分に連携しながら、口腔衛生指導（専門的口腔ケアを含む）や歯科治療等、適切な歯科医療の提供に努めます。

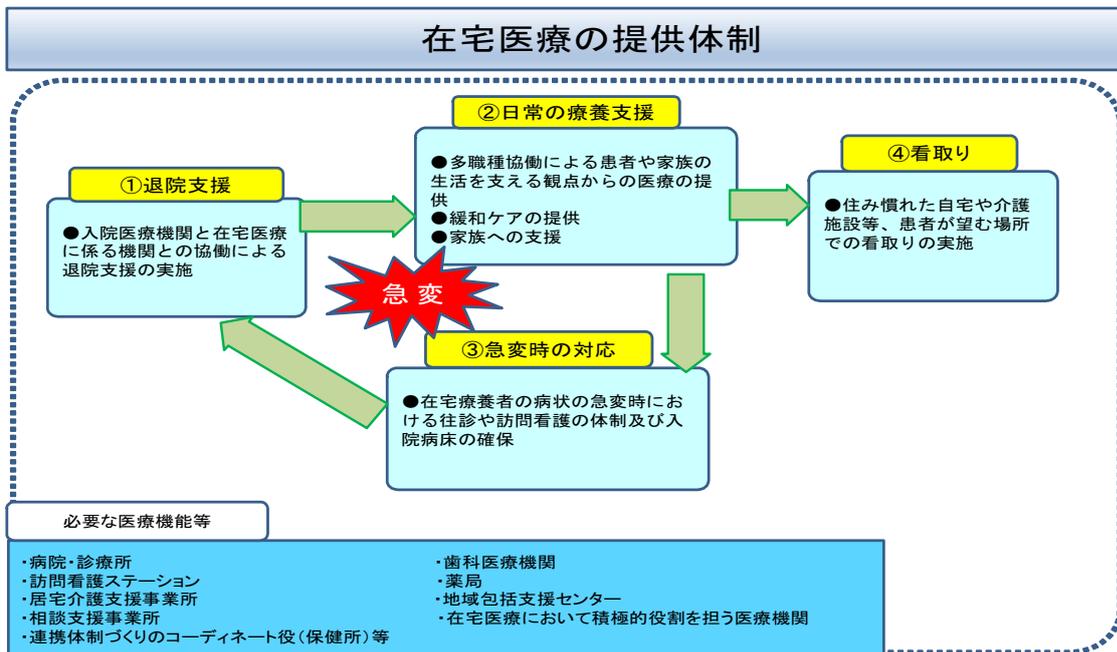
(8) 薬局の役割

- 在宅患者の適切な服薬管理等を推進するため、かかりつけ薬局・薬剤師、健康サポート薬局を普及するとともに、在宅患者の薬剤管理指導や医薬品・衛生材料等の円滑な供給を薬局相互の連携・協力により実施し、在宅医療の取組の充実に努めます。
- 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用に関する研修会に薬局薬剤師が積極的に参加するなどして、医療用麻薬の適切な服薬管理などに努めます。
- また、医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅患者に提供するため、薬局間で融通などを行い、麻薬の円滑な供給に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

- 在宅生活に移行するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。
- 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても患者や家族が希望する自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、管内の特性や生活状況を踏まえた適切なケアの提供を行うとともに、関係機関との調整を行う中心的な存在として、在宅生活の継続に向けた取組を進めます。
- 在宅で療養生活を継続する患者の急変時に適切に対応できるよう、平時から救急時の連携体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。
- 在宅療養中の患者が自宅等での看取りを希望する場合、主治医及び関係者と十分に連携し、患者に対する緩和ケアや家族に対する精神的支援などに努めます。

参考【道としての取組イメージ図】



第3 その他地域の実情に応じた医療体制

1 感染症対策

(1) 現状

根室内においては、これまで大規模な感染症のまん延は発生していませんが、ノロウイルスやロタウイルスなどによる感染性胃腸炎等の集団感染や結核が年に数件程度発生しており、保健所では、発生を探知した場合には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び、これに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」、そのほか保健環境部保健行政室などで作成した「健康危機管理のための手引書」により、市町、関係機関・団体と連携し、感染症対策を推進しています。

	H27		H28		H29	
	人数	潜在性別掲	人数	潜在性別掲	人数	潜在性別掲
根室市	2	0	0	1	1	0
北部4町	3	0	3	2	1	5

	H27		H28		H29	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
根室市	0	0	0	0	0	0
北部4町	4	4	3	4	2	5

	H27		H28		H29	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
根室市	1	37	2	59	0	0
北部4町	2	64	1	38	9	261

保健所集計

保健所のホームページや講習会等を通じて感染症に対する正しい知識の普及や、感染症の発生動向調査による感染症情報を速やかに医療機関や住民に提供しています。

感染症のまん延を防止するため、第二種感染症指定医療機関*1として市立根室病院が平成25年1月に指定され、4床の感染症病床が確保されています。

*1 <第二種感染症指定医療機関とは>
二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

(2) 課題

ア 健康危機管理体制の強化

国外で発生し治療法が確立していない感染症や人へのまん延が懸念されている感染症の発生時における迅速な対応に向け、市町・関係機関・団体と連携した万全な体制強化が必要です。

イ 感染症に関する情報収集と還元

感染症の発生動向をより一層正確に把握・分析し、的確に情報を提供することが必要です。

ウ 知識の普及啓発

講習会等の開催により、質の高い人材の確保と関係機関との連携推進を図ることが必要です。また、疾患ごとに異なる、年代や国籍などの発病リスクに応じた知識の普及啓発が一層必要です。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 健康危機管理体制の強化

「感染症予防計画」等に基づき、感染症発生時の迅速な対応に向け、市町・関係機関・団体と連携を図りながら、実地訓練や研修会等を実施し、発生時に備えた準備を進めます。

イ 感染症に関する情報収集と還元

感染症の発生動向調査により把握・分析した情報に基づき、予防方法などの情報を関係機関や住民に提供します。

ウ 知識の普及啓発

講習会等の開催により、質の高い人材の確保と関係機関との連携を推進します。また、疾患ごとに異なる、年代や国籍などの発病リスクに応じた知識の普及啓発に一層努めます。

2 難病対策

(1) 現 状

ア 難病の範囲

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもの」を難病としています。
- 難病のうち、患者数が本邦において一定の人数に達せず、客観的な診断基準が確立しているものを「指定難病」として医療費助成の対象としています。（平成30年4月現在 331 疾病）
- また、児童等の自立促進を図るための事業の実施、調査及び研究の推進等のため、平成27年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」により「小児慢性特定疾病医療支援」が実施され、医療費助成をしています。（平成30年4月現在 756 疾病）

イ 指定難病・特定疾患患者の医療

- 指定難病と特定疾患※1（国指定5疾病、道指定26疾病）について、基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し医療費助成を行っています。（平成30年4月現在）
- 疾患群別では、免疫系疾患群や消化器系疾患群、神経・筋疾患群の割合が多くなっています。

根室管内指定難病・特定疾患受給者数（各年度末現在）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定難病		603	634	602
特定疾患	国疾患	5	7	6
	道疾患	59	52	26
合 計		667	693	634

医療関連電算化オンラインシステム集計

* 1 < 特定疾患とは >

国が定めた疾病及び道内の発生状況などを勘案して道独自に疾病を追加した疾病

根室管内疾患群別受給者数（指定難病）（各年度末現在）

疾 患 群	平成27年度	平成28年度	平成29年度
神経・筋疾患	131	139	132
代謝系疾患	2	2	1
皮膚・結合組織疾患	57	51	53
免疫系疾患	161	161	127
循環器系疾患	33	40	34
血液系疾患	39	48	42
腎・泌尿器系疾患	13	13	15
骨・関節系疾患	31	27	25
内分泌系疾患	9	11	13
呼吸器系疾患	19	19	25
視覚系疾患	31	32	29
聴覚・平衡機能系疾患	1	4	3
消化器系疾患	140	146	132
染色体・遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	2
耳鼻科系疾患	0	0	1
合 計	667	693	634

医療関連電算化オンラインシステム集計

ウ 小児慢性特定疾病患者の医療

- 小児慢性特定疾病医療支援を受け、医療費助成の認定基準を満たす18歳未満の患者に対し受給者証を交付し医療費助成を行っています。
- 疾患群別では、内分泌疾患群や慢性腎疾患群の割合が多くなっています。

根室内小児慢性特定疾病受給者数（各年度末現在）

疾患群	平成27年度	平成28年度	平成29年度
悪性新生物	3	2	1
慢性腎疾患	10	6	7
慢性呼吸器疾患	2	2	3
慢性心疾患	9	9	8
内分泌疾患	21	26	23
膠原病	3	3	3
糖尿病	7	4	6
先天性代謝異常	2	2	2
血液疾患	3	6	3
免疫疾患	1	0	0
神経・筋疾患	6	6	4
慢性消化器疾患	3	3	5
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	1	2
皮膚疾患	0	0	1
合計	70	70	68

医療関連電算化オンラインシステム集計

エ 難病医療の現状

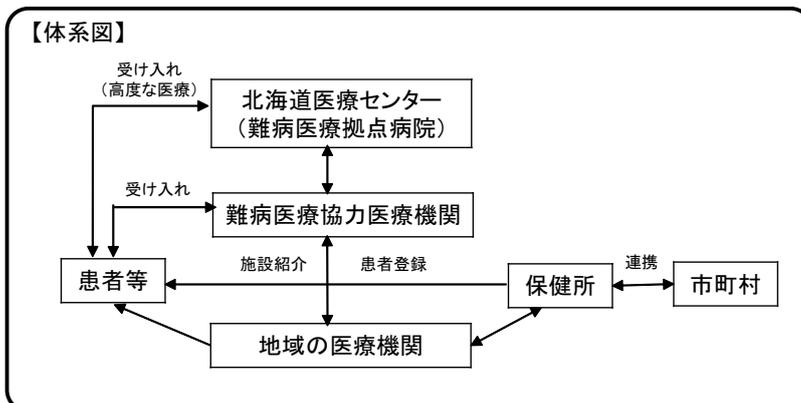
- 難病法による医療費助成制度においては、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、助成を受けることができます。

根室内指定医療機関数（平成30年3月末現在）

	医療機関	歯科	薬局	訪問看護
根室市	6	0	8	2
北部4町	10	4	16	3
計	16	4	24	5

保健所集計

- 入院治療が必要な神経難病患者に、適時に適切な入院施設の確保を図るため、釧路労災病院が難病医療協力医療機関となっています。（平成30年4月現在）



オ 在宅療養の支援

- 難病医療協力医療機関と定期的な情報交換や療養生活にむけ協議を実施しています。
- 平成28年度に、難病患者、市町や医療、福祉、教育などの関係者で構成する「根室圏域難病対策地域協議会」を設置し、難病対策に係る地域課題について検討しています。

(2) 課題

- 根室管内に専門医が不足しており、管外の専門医療機関を受診する難病患者が多く、高齢化等により通院への負担が大きいことから、かかりつけ医や訪問看護との連携による支援が求められています。
- 福祉資源を有効に活用し、難病患者の在宅療養生活を支えるため、関係機関との連携により支援体制を整備していくことが必要です。

(3) 施策の方向と主な施策

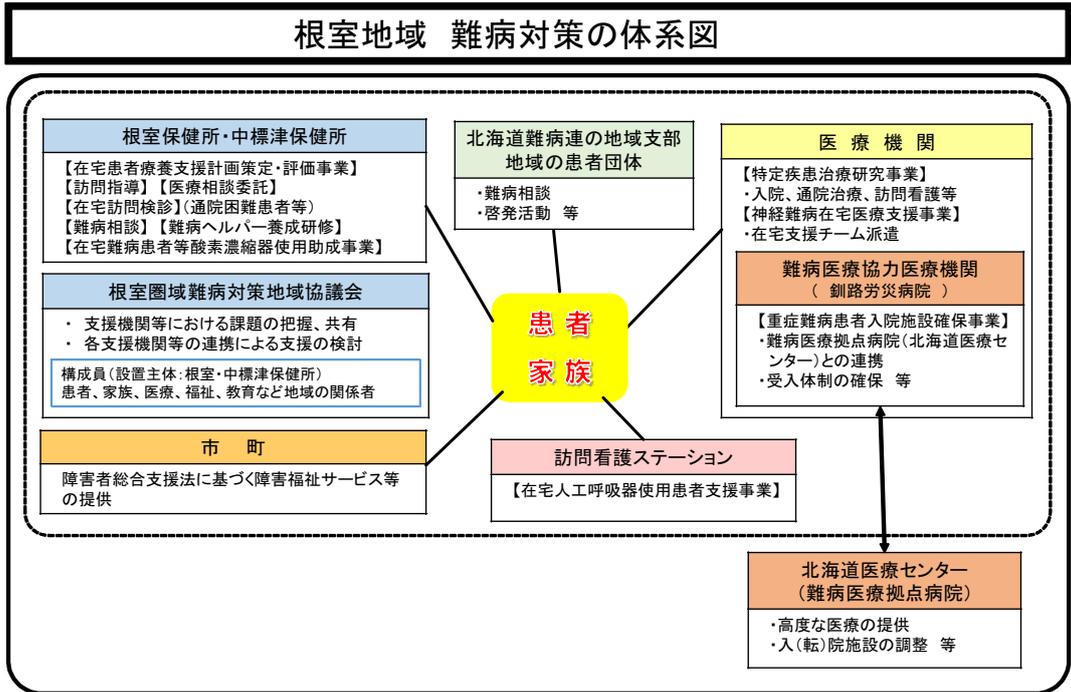
難病法に基づく医療費助成制度や特定疾患治療研究事業及び児童福祉法に基づく医療費助成制度により患者の医療費の負担を軽減するとともに、患者団体と連携し、在宅療養への支援や生活の質（QOL）の向上を図ります。

ア 治療研究事業の推進

- 指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が適切に利用されるよう周知を図ります。

イ 在宅療養の支援

- 保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、各種サービスの計画的・効果的な提供・活用を促進します。
- 専門医療機関の受診が困難な患者に対し、訪問検診や相談事業等を実施し在宅療養生活を支援します。
- 研修・会議等により、支援関係者の資質向上に努めます。
- 市町等と連携し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの周知・活用を図ります。
- 難病患者、保健、医療、福祉、教育などの関係者で構成する「根室圏域難病対策地域協議会」において、難病患者等の効果的な支援方法等を継続し検討します。



3 歯科保健医療

(1) 現状

ア 乳幼児の歯科保健の状況

平成28年度の根室管内における1歳6ヶ月児、3歳児*₁及び12歳児*₂のむし歯の本数は全道と比較すると、1歳6ヶ月児で全道平均に比べ低いものの、3歳児及び12歳児では全道平均を上回っています。

【1歳6ヶ月児、3歳児及び12歳児の1人平均う歯数】

		1歳6ヶ月児	3歳児	12歳児
根室管内	1人平均う歯数(本)	0.04	0.90	1.45
全道	1人平均う歯数(本)	0.07	0.71	1.10

*1 1歳6ヶ月児及び3歳児1人平均う歯数：北海道母子保健業務支援システム（平成28年度集計）

*2 12歳児1人平均う歯数：文科省 学校保健統計調査

イ 成人・高齢者の歯科保健

根室管内には、障がい者歯科医療協力医が4名おり、訪問診療を実施している歯科診療所は12施設あります（平成30年4月現在）。

(2) 課題

ア 乳幼児期から学童期の歯科保健

- 乳歯のむし歯予防のためには、定期的な歯科健診・保健指導、フッ化物塗布等に加え、家庭において、適切にフッ化物配合歯磨剤を使用した歯磨きを実践する必要があります。

- 永久歯のむし歯予防に効果的な方法としてフッ化物洗口があります。

根室管内では、平成30年3月末現在、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）のいずれかで、フッ化物洗口を実施していますが、全ての施設で実施していないため、子どもたちが保育所、幼稚園から小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）を通じてフッ化物洗口を継続できるよう、教育施設等の普及拡大が必要です。

イ 成人・高齢者の歯科保健

- 障がい者(児)がより身近な地域で歯科医療が受けられるよう、北海道障がい者歯科医療協力医として、指定を受けている協力歯科医等の増加が望まれます。
- 要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で療養しながら生活が継続できるように在宅歯科医療も含めた体制の充実を図る必要があります。
- 進行した歯周病を持つ人は、年齢とともに増加しますが、いつまでも食生活を楽しむためには、早期発見と適切な口腔衛生指導による口腔機能の維持や誤嚥性肺炎防止など、在宅における専門的な口腔ケアの充実が必要です。
- 近年、歯や口腔の健康への関心度が低下し、歯周病やむし歯を放置したり、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品の増加など、ささいな「口の衰え」による食欲低下や食事バランス等の悪化が見られる状態として、オーラルフレイルという概念が提唱されました。オーラルフレイルはフレイルの前段階でもあると考えられており、早期にオーラルフレイルに気づき、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 地域歯科保健医療への支援

- むし歯予防のため保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 高齢者の低栄養と誤嚥性肺炎などのリスクを低下させるため、住民に口腔ケアの重要性を普及啓発します。
- オーラルフレイルに対処するため、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科検診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を図ります。

イ 8020運動の推進

- 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて住民の歯の健康づくりについて行います。
- 口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上という観点から食育を推進し、住民への普及啓発を行います。

4 医療機関相互の役割分担と広域連携の推進

(地域センター病院の機能の充実)

(1) 現 状

- 根室管内にはプライマリ・ケアを支援する二次医療機関として、市立根室病院（平成元年）と町立中標津病院（昭和45年）が地域センター病院に指定されており、根室市と北部4町の中核医療機関として他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、医師等を対象とした研修会の開催しています。
- 地域の医療機関との連携を図るための組織として院内に「地域医療支援室」を設置・運営しています。
- 地域センター病院の機能として、地域の医療機関等に医師派遣等がありますが、根室管内の地域センター病院では、医師不足から医師派遣等を実施できていない状況が続いています。
- 根室圏域では、地域センター病院において、高額なMRIやCT等の医療器械を整備し、地域の医療機関の依頼に応じて検査を実施するなど、連携に努めています。

(2) 課 題

- 医師不足から医師派遣等を実施していませんが、地域の医療機関が抱える専門技術不足や医師不足などを補うため、その医療機能及び地域医療支援機能の維持・充実が求められています。
- 北海道地域医療構想の実現に向け、地域における医療提供体制の整備を図っていくためには、中核的医療機関である地域センター病院の役割がこれまで以上に重要となります。

(3) 施策の方向と主な施策

- 施設設備整備等の補助事業を活用するなど、医療機能及び地域医療支援機能の充実を図るとともに、地域医療構想の実現に向けた取組を促進します。
- 地域の医療機関も参加できる研修会の開催や地域医療構想の実現に向けた啓発活動等の実施します。
- 医療機器の共同利用の促進します。

5 医療に関する情報化の推進

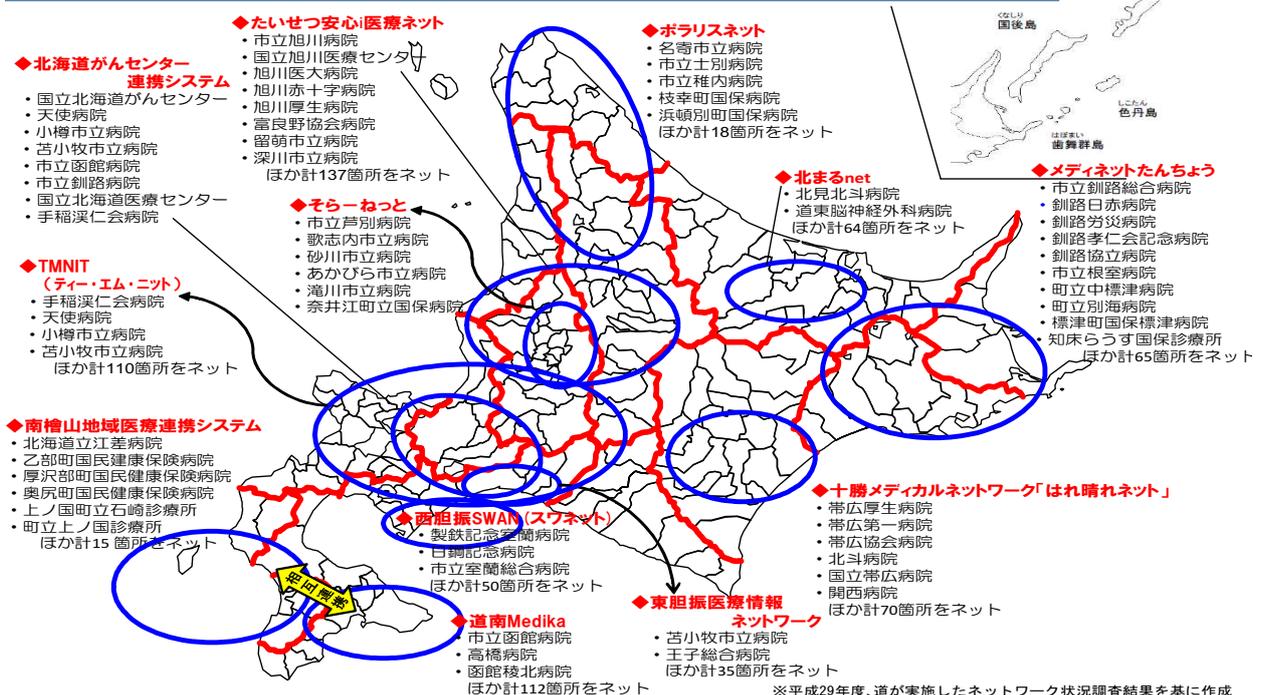
(情報通信技術(ICT)を活用した情報共有の促進)

(1) 現状

- 国においては、平成26年3月に「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を示し、医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現に向けた取組を推進しています。
- 道内では、電子カルテやオーダーリングシステム等の診療情報を地域の医療機関間で共有し、連携することにより、効率的で良質な患者サービスの提供、医療提供体制の充実が図られるよう、各地で医療連携ネットワークを構築しています。
(全道～主なもので12ヶ所で実施)
- 根室圏域においては、釧路圏域と連携して、第三次医療圏の中で医療連携ネットワーク「メディネットたんちょう」を構築しています。
参加している医療機関は、情報開示施設として、平成29年6月1日現在、根室圏域から5施設(医療機関)、参照施設として2施設(医療機関)となっております。
参照施設は、釧路地域の53施設に対し根室地域では2施設と少ない状況にあります。

- *1 情報開示施設(医療機関)・・・患者の同意の下、診療情報を公開することができる施設。
- *2 参照施設(医療機関等)・・・情報開示施設(医療機関)の持っている患者の診療情報をシステムにより、患者の同意の下、医師等が診療情報を閲覧できる施設。

北海道内の医療連携ネットワーク(主なもの)

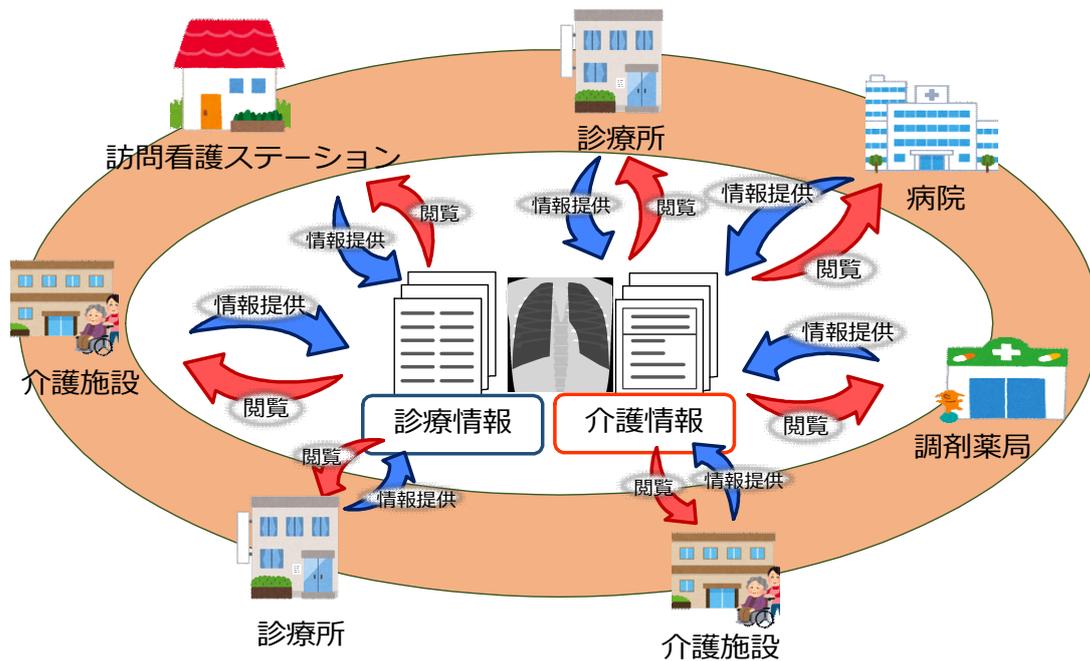


(2) 課題

- 「メディネットたんちょう」の利用については、紹介先の医療機関が患者への治療等の情報が事前に把握でき、詳細かつ適切な治療が提供できる等の利点があります。
このため、参加医療機関の拡大や歯科診療所、薬局、介護分野との情報連携を含めたネットワークの構築を推進する必要があります。
- ネットワークでは、患者の同意のもと、診療情報等の個人情報を他の医療機関と共有することから、セキュリティの確保が重要です。

(3) 施策の方向と主な施策

- ICTを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。



6 医師など医療従事者の確保

(1) 現状

根室管内（1市4町）は、慢性的な医療従事者不足が続いており、人口10万人当たりの医師数は宗谷、日高に次ぎ道内で3番目に低く、全道平均の半分以下の状況（102.7人）となっています（平成28年末現在）。

また、薬剤師、看護職員については、人口10万人当たりの数は、道内21圏域のうち最も少なく、医師以外の医療従事者についても不足している状況です。

【人口10万人当たりの医療従事者数（H28末現在）】

	医師	歯科医師	薬剤師	看護職員	看護職員	
					看護師	准看護師
根室圏域	102.7	48.0	90.7	829.8	557.6	272.1
全道	238.3	82.1	212.5	1495.1	1156.8	338.3
全国	240.1	81.5	237.4	1160.1	905.5	254.6
順位（※）	19	20	21	21	21	19
根室／全道	43.1%	58.5%	42.7%	55.5%	48.2%	80.4%

※道内21圏域の二次医療圏別に見た根室圏域の順位

※人口は総務省統計局「人口推計（平成28年10月1日現在）」による。

※看護職員（看護師、准看護師）については、道保健福祉部調べ（実数値）

※医師、歯科医師、薬剤師の全国平均については、医師・歯科医師・薬剤師調査による。（厚生労働省）

医療従事者の地域偏在等による不足の問題は全国・全道的な傾向であることから、様々な医療従事者確保対策を行っており、主な医師の確保対策では、3医育大学（札幌医科大学、旭川医科大学、北海道大学）の地域医療支援センターによる医師派遣や、「道外で勤務しているが、道内の市町村立病院などで勤務を考えている医師等」を対象に、視察や体験勤務の募集などを行っています。

また、看護職員の確保対策では、院内保育所を運営する医療機関に対する助成や、新人看護職員の早期離職防止を図るための研修などをはじめとして様々な対策を行っていますが、依然として地域の医療従事者不足は深刻な状況です。

(2) 課題

- 地域医療を確保するため、地域医療支援センターの医師派遣調整など速効性のある対策について、引き続き取り組む必要があります
- 医療の技術が高度、専門化していることや業務の範囲が広がっていることから、定期的な研修などによる人材の育成が必要です。
- 女性医師の割合が増加していることから、女性医師を含めた医療従事者が育児と仕事を両立して働きやすい職場の環境整備を図ることが重要となっています。
- 安定的に地域医療を継続できるよう、医師をはじめとする医療従事者確保に向け、医療従事者と住民の交流を一層推進するなど地域での柔軟な対策に取り組む

ことが必要となっています。

- 根室圏域の課題として、道央圏から離れているため、医育大学からの医師が十分に定着せず、高度先進医療や医師のいない診療科目を釧路市等の医療機関に依存していることから、上記のような道の確保対策を継続して実施していく必要があるほか、地域の実情に即した様々な対策を関係機関、団体と検討していく必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

- 医師確保が必要な市町立病院等に対し、3医育大学の地域医療支援センターの医師や自治医科大学卒業医師の派遣調整などの確保対策について引き続き取り組みます。
- 新人看護職員などの早期離職防止や医療の高度、専門化に対応するため、新人看護職員研修を行う医療機関の取組を支援します。
- 医療従事者が育児と仕事を両立して働きやすい環境をつくるため、院内保育所を運営する医療機関への助成などを行います。
- 上記の道の確保対策を継続して実施するほか、地域においても関係機関、団体が連携して取り組みを進めていく必要があることから、根室圏域では、地域独自の事業を実施することとしました。

<地域政策推進事業（平成27年度～31年度）>

平成25年度から26年度で道内の医療系学生に対し、地域医療に対する考え方、根室地域へのイメージなど意識調査を実施したところ、地域医療への関心を示す一方、根室へのイメージは都市部から離れている、孤独感、職場環境や職業人としてのスキルアップに不安があるなど根室圏域での就業に極めて消極的意識を持っていることが判明したことから、平成27年度から根室圏域の居住に少しでも関心を向けるために、関係機関や団体と連携して、地域の受け入れ体制の構築を目指します。

なお、事業の実施期間は平成31年度までですが、その時点での取組状況、効果などを検証し、それ以降の対策の必要性について検討していきます。

<実施事業の概要>

・連携体制整備

誘致対策検討会議を設置し、恒常的な受け入れ体制を構築する。

・情報発信

地域への興味・関心を抱いてもらうよう、根室地域の魅力について医療系学校への訪問や看護情報誌を活用したPR活動を行う。

・学生サークルゼミ誘致

医療系教育機関の学生の合宿誘致・実習教育の誘致活動を行い、さらに地域住民との交流を行うなどによる相互理解の醸成を図る。

第4 推進方針の進行管理

本推進方針は、根室二次医療圏における医療や保健等に関わる関係機関や団体が、それぞれ持っている機能を最大限に発揮するため、地域にある資源と結びつけ、また、相互に補完する連携体制を構築し、本推進方針に掲載の5疾病・5事業等に関する取組を推進するにあたり、根室保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、課題等の整理、連携体制の状況把握などの進行の確認等を行いながら、だれもが安心して医療を受けることができる地域づくりを目指します。

なお、連携推進の進捗状況については、随時、連携推進会議に報告・提示し、必要な推進方策等を検討するなどして進行管理を行います。

第 5 資料編

1 人口の推移

(人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
根室管内 (A)	94,685	97,351	97,513	98,854	99,131	96,525	92,224	89,367	86,493	84,057	80,569	76,621
比率 (A)/(B) %	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%
根室市	42,740	45,149	45,381	45,817	42,880	40,675	36,912	34,934	33,150	31,202	29,201	26,917
別海町	21,878	19,502	18,296	18,078	19,035	18,533	18,297	17,549	16,910	16,460	15,855	15,273
中標津町	14,782	15,718	17,090	18,929	21,187	21,675	21,900	22,326	23,179	23,792	23,982	23,774
標津町	7,727	8,051	8,001	7,781	7,730	7,577	7,310	7,087	6,298	6,063	5,646	5,242
羅臼町	7,558	8,931	8,745	8,249	8,299	8,065	7,805	7,471	6,956	6,540	5,885	5,415
全道 (B)	5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,338,206

* 総務省国勢調査による。

2 出生数(率)

	根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町		根室振興局管内		全道	
	実数(人)	率 (人口千対)	実数(人)	率 (人口千対)	実数(人)	率 (人口千対)								
昭和55年	676	15.8	339	17.8	392	18.5	89	11.5	118	14.2	1,614	16.3	75,526	13.6
昭和56年	607	14.3	308	16.4	415	19.4	114	15.0	102	12.3	1,546	15.7	72,380	12.9
昭和57年	538	12.8	319	17.1	371	17.3	88	11.6	108	13.0	1,424	14.5	72,828	12.9
昭和58年	615	14.7	313	16.8	362	16.8	85	11.2	101	12.3	1,476	15.1	72,017	12.7
昭和59年	538	13.0	289	15.5	346	16.1	91	12.1	107	13.0	1,371	14.1	70,210	12.4
昭和60年	527	13.0	295	15.9	296	13.7	83	10.8	119	14.8	1,320	13.7	66,413	11.7
昭和61年	500	12.5	312	16.9	300	13.9	89	11.9	119	14.5	1,320	13.8	63,947	11.3
昭和62年	438	11.2	297	16.0	315	14.5	100	13.3	123	15.2	1,273	13.4	61,219	10.8
昭和63年	443	11.5	268	14.4	285	13.0	95	12.7	127	15.7	1,218	12.9	59,211	10.5
平成元年	402	10.6	247	13.4	275	12.6	90	12.2	110	13.8	1,124	12.0	55,251	9.8
平成2年	454	12.3	221	12.1	284	13.0	87	11.9	103	13.2	1,149	12.5	54,428	9.7
平成3年	399	11.0	233	12.9	252	11.5	98	13.4	110	14.1	1,092	11.9	53,909	9.6
平成4年	405	11.3	193	10.8	286	13.0	74	10.3	118	15.1	1,076	11.9	53,121	6.4
平成5年	341	9.6	208	11.7	225	10.2	59	8.3	106	13.8	939	10.4	50,925	9.0
平成6年	359	10.2	182	10.3	240	10.8	87	12.1	104	13.5	972	10.8	52,522	9.3
平成7年	354	10.1	172	9.8	250	11.2	79	11.1	89	12.0	944	10.5	49,950	8.8
平成8年	349	10.1	184	10.6	284	12.6	74	10.6	74	10.1	965	10.7	49,784	8.8
平成9年	337	9.9	182	10.6	262	11.5	71	10.3	89	12.2	941	10.7	48,912	8.6
平成10年	313	9.3	185	10.8	248	10.9	60	8.8	52	7.3	858	9.8	49,065	8.6
平成11年	269	8.0	170	9.9	246	10.7	75	11.0	79	11.1	839	9.6	46,680	8.2
平成12年	279	8.4	155	9.2	256	11.1	63	10.0	59	8.5	812	9.4	46,780	8.2
平成13年	318	9.7	197	11.7	279	11.9	56	8.9	76	11.0	926	10.5	46,236	8.2
平成14年	244	7.6	182	10.9	270	11.4	65	10.5	69	10.1	830	9.7	46,101	8.2
平成15年	278	8.7	179	10.8	254	10.8	43	7.0	60	8.8	814	9.6	44,939	8.0
平成16年	258	8.2	183	11.0	282	11.9	62	10.2	70	10.4	855	10.1	44,020	7.8
平成17年	258	8.3	181	11.0	237	10.0	51	8.4	66	10.1	793	9.5	41,420	7.4
平成18年	258	8.4	169	10.4	266	11.2	43	7.3	40	6.3	776	9.4	42,204	7.6
平成19年	239	7.9	180	11.3	262	11.0	40	6.9	49	7.9	770	9.4	41,550	7.5
平成20年	204	6.9	159	10.1	226	9.5	45	7.8	50	8.2	684	8.4	41,074	7.4
平成21年	224	7.7	188	12.0	237	10.0	45	7.9	42	7.0	736	9.2	40,165	7.3
平成22年	178	6.2	161	10.3	236	9.9	38	6.8	36	6.2	649	8.1	40,158	7.3
平成23年	201	7.1	136	8.7	234	9.8	43	7.7	57	9.8	671	8.7	39,292	7.2
平成24年	194	6.9	169	10.9	270	11.2	40	7.3	54	9.4	727	9.2	38,686	7.1
平成25年	208	7.5	152	9.9	214	8.9	39	7.2	39	7.0	652	8.4	38,190	7.1
平成26年	189	6.8	119	7.7	199	8.3	32	5.9	38	6.8	577	7.4	37,058	6.8
平成27年	190	7.1	144	9.4	208	8.7	42	8.0	32	5.9	616	8.0	36,695	6.8

* 釧路根室地域保健統計年報による。

3 死亡数(率)

	根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町		根室振興局管内		全 道	
	実数 (人)	率 (人口千対)												
昭和55年	286	6.7	12	6.3	87	4.1	43	5.6	43	5.2	471	4.8	32,434	5.8
昭和56年	253	6.0	113	6.0	103	4.8	47	6.2	34	4.1	550	5.6	32,701	5.8
昭和57年	232	5.5	103	5.5	101	4.7	36	4.7	42	5.1	514	5.3	32,537	5.8
昭和58年	278	6.7	116	6.2	83	3.8	58	7.6	48	5.9	583	6.0	33,517	5.9
昭和59年	260	6.3	109	5.9	109	5.1	38	5.1	50	6.1	566	5.8	33,067	5.8
昭和60年	311	7.6	100	5.4	101	4.7	44	5.8	50	6.2	606	6.3	33,314	6.1
昭和61年	269	6.7	107	5.8	95	4.4	42	5.6	41	5.0	554	5.8	33,600	5.9
昭和62年	295	7.6	81	4.4	88	4.1	49	6.5	29	3.6	542	5.7	33,521	5.9
昭和63年	259	6.7	96	5.2	98	4.5	40	5.3	40	4.9	533	5.6	35,546	6.3
平成元年	256	6.8	97	5.2	101	4.6	45	6.1	39	4.9	538	5.7	36,080	6.4
平成2年	268	7.3	104	5.7	103	4.7	30	4.1	34	4.4	539	5.9	36,720	6.5
平成3年	259	7.1	146	8.1	122	5.5	40	5.5	51	6.5	618	6.8	36,872	6.5
平成4年	290	8.1	124	7.0	132	6.0	42	5.8	43	5.5	631	7.0	38,484	6.8
平成5年	280	7.9	138	7.8	125	5.7	46	6.5	52	6.8	641	7.1	39,884	7.1
平成6年	274	7.8	108	6.1	111	5.0	39	5.4	44	5.7	576	6.4	38,939	6.9
平成7年	331	9.5	114	6.5	131	5.9	40	5.6	49	6.6	665	7.5	40,678	7.2
平成8年	275	7.9	133	7.6	135	6.0	45	6.4	45	6.2	633	7.1	40,742	7.2
平成9年	300	8.8	120	7.0	119	5.2	46	6.7	49	6.7	634	7.2	41,238	7.2
平成10年	280	8.3	130	7.6	146	6.4	56	8.2	49	6.9	661	7.6	41,755	7.3
平成11年	306	9.1	152	8.9	140	6.1	39	5.7	34	4.8	671	7.7	44,414	7.8
平成12年	301	9.1	131	7.8	106	4.6	57	9.1	53	7.6	648	7.5	43,407	7.7
平成13年	283	8.7	148	8.8	127	5.4	55	8.7	47	6.8	660	7.7	43,642	7.7
平成14年	280	8.7	123	7.4	151	6.4	50	8.1	41	6.0	645	7.5	44,328	7.8
平成15年	322	10.1	149	9.0	180	7.6	55	9.0	57	8.4	763	9.0	46,247	8.2
平成16年	270	8.6	134	8.0	158	6.7	58	9.5	55	8.2	675	8.0	47,335	8.4
平成17年	331	10.7	161	9.8	150	6.3	70	11.6	57	8.8	769	9.2	49,982	8.9
平成18年	335	10.9	126	7.8	146	6.1	49	8.3	58	9.1	714	8.6	50,229	9.0
平成19年	335	10.9	126	7.8	146	6.1	49	8.3	58	9.1	714	8.6	50,229	9.0
平成20年	335	10.9	126	7.8	146	6.1	49	8.3	58	9.1	714	8.6	50,229	9.0
平成21年	335	10.9	126	7.8	146	6.1	49	8.3	58	9.1	714	8.6	50,229	9.0
平成22年	335	10.9	126	7.8	146	6.1	49	8.3	58	9.1	714	8.6	50,229	9.0
平成23年	314	11.0	159	10.2	195	8.2	58	10.4	57	9.8	783	9.9	56,970	10.4
平成24年	342	12.2	164	10.5	189	7.9	77	14.0	58	10.1	830	10.5	58,066	10.7
平成25年	353	12.8	159	10.3	217	9.0	76	14.1	67	12.0	872	11.2	59,432	11.0
平成26年	340	12.3	144	9.4	196	8.2	71	13.2	55	9.8	806	10.3	60,018	11.1
平成27年	337	12.5	137	9.0	220	9.3	86	16.4	62	11.4	842	11.0	60,667	11.3

* 釧路根室地域保健統計年報による。

4 乳児・新生児・周産期死亡数

		乳児死亡		新生児死亡		周産期死亡					
						総数		妊娠満22週以後の死産		早期新生児死亡	
		実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (人)	率 (出生千対)
昭和55年	根室管内	13	7.4	10	6.2	24	14.7	16	9.8	8	4.9
	根室計	4	5.9	4	5.9	14	20.7	11	16.3	3	4.4
	北部4町	9	9.6	6	6.4	10	10.7	5	5.3	5	5.3
	全道	632	8.4	422	5.6	900	11.9	558	7.4	342	4.5
	全国	11,841	7.5	7,796	4.9	18,385	11.7	12,231	7.8	6,154	3.9
昭和60年	根室管内	12	9.1	7	5.3	10	7.6	5	3.8	5	3.8
	根室計	7	13.3	6	11.4	6	11.4	1	1.9	5	9.5
	北部4町	5	6.3	1	1.3	4	5.0	4	5.0	-	-
	全道	409	6.2	250	3.8	562	8.5	363	5.5	199	3.0
	全国	7,899	5.5	4,910	3.4	11,470	8.0	7,733	5.4	3,737	2.6
平成2年	根室管内	5	4.4	3	2.6	5	4.3	2	1.7	3	2.6
	根室計	3	6.6	2	4.4	2	4.4	-	-	2	4.4
	北部4町	2	2.9	1	1.4	3	4.3	2	2.9	1	1.4
	全道	237	4.4	140	2.6	312	5.7	205	3.8	107	2.0
	全国	5,616	4.6	3,179	2.6	7,001	5.7	4,664	3.8	2,337	1.9
平成7年	根室管内	6	6.4	4	4.2	5	5.3	4	4.2	1	1.1
	根室計	2	5.6	1	2.8	1	2.8	1	2.8	-	-
	北部4町	4	6.8	3	5.1	4	6.8	3	5.1	1	1.7
	全道	203	4.1	99	2.0	350	7.0	278	5.5	72	1.4
	全国	5,054	4.3	2,615	2.2	8,412	7.0	6,580	5.5	1,832	1.5
平成12年	根室管内	1	1.2	1	1.2	6	7.3	5	6.1	1	1.2
	根室計	-	-	-	-	1	3.6	1	3.6	-	-
	北部4町	1	1.9	1	1.9	5	9.3	4	7.4	1	1.9
	全道	115	2.5	47	1.4	259	4.3	208	4.3	51	1.1
	全国	3,830	3.2	2,106	1.8	6,881	5.6	5,362	4.4	1,519	1.3
平成17年	根室管内	2	2.5	-	-	3	3.8	3	3.8	-	-
	根室計	-	-	-	-	1	3.9	1	3.9	-	-
	北部4町	2	3.7	-	-	2	3.7	2	3.7	-	-
	全道	115	2.8	65	1.6	212	5.1	166	4.0	46	1.1
	全国	2,958	2.8	1,510	1.4	5,149	4.8	4,058	3.8	1,091	1.0
平成22年	根室管内	0	0.0	-	-	3	3.8	3	3.8	-	-
	根室計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北部4町	-	-	-	-	3	6.3	3	6.3	-	-
	全道	84	2.1	41	1.0	171	4.2	166	4.0	33	0.8
	全国	2,450	2.3	1,167	1.1	4,515	4.2	4,058	3.8	878	0.8
平成27年	根室管内	4	6.5	2	3.2	4	6.5	2	3.2	2	3.2
	根室計	1	5.3	1	5.3	1	5.3	-	-	1	5.3
	北部4町	3	7.0	1	2.3	3	7.0	2	4.7	1	2.3
	全道	73	2.0	36	1.0	152	4.1	126	3.4	26	0.7
	全国	1,916	1.9	902	0.9	3,728	3.7	3,063	3.0	665	0.7

* 釧路根室地域保健統計年報による。

5 主な死因－1

		死亡総数		結核		悪性新生物		糖尿病		高血圧性疾患		心疾患 (高血圧性を除く)		脳血管疾患	
		実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率
平成 22年	根室管内	781	969.4	3	3.7	231	286.7	11	13.7	6	7.4	145	180.0	83	103.0
	根室市	332	1,149.6	2	6.9	106	367.0	4	13.9	3	10.4	61	211.2	31	107.3
	別海町	155	961.0	1	6.2	39	241.8	-	-	1	6.2	28	173.6	19	117.8
	中標津町	170	702.6	-	-	51	210.8	3	12.4	2	8.3	36	148.8	18	74.4
	標津町	64	1,106.1	-	-	16	276.5	2	34.6	-	-	10	172.8	8	138.3
	羅臼町	60	998.3	-	-	19	316.1	2	33.3	-	-	10	166.4	7	116.5
平成 23年	根室管内	783	986.1	3	3.8	244	307.3	10	12.6	11	13.9	141	177.6	75	94.5
	根室市	314	1,073.8	1	3.4	104	355.7	5	17.1	6	20.5	56	191.5	28	95.8
	別海町	159	990.0	-	-	40	249.1	5	31.1	4	24.9	26	161.9	18	112.1
	中標津町	195	806.1	1	4.1	63	260.4	-	-	-	-	42	173.6	18	74.4
	標津町	58	1,008.0	-	-	14	243.3	-	-	-	-	9	156.4	5	86.9
	羅臼町	57	957.0	1	16.8	23	386.2	-	-	1	16.8	8	134.3	6	100.7
平成 24年	根室管内	830	1,052.5	-	-	233	295.5	18	22.8	10	12.7	151	191.5	86	109.1
	根室市	342	1,187.3	-	-	100	347.2	7	24.3	6	20.8	70	243.0	28	97.2
	別海町	164	1,027.3	-	-	45	281.9	4	25.1	3	18.8	23	144.1	24	150.3
	中標津町	189	779.0	-	-	56	230.8	4	16.5	1	4.1	34	140.1	20	82.4
	標津町	77	1,363.8	-	-	13	230.3	3	53.1	-	-	15	265.7	10	177.1
	羅臼町	58	979.6	-	-	19	320.9	-	-	-	-	9	152.0	4	67.6
平成 25年	根室管内	872	1,118.2	-	-	265	339.8	14	18.0	13	16.7	149	191.1	96	123.1
	根室市	353	1,245.4	-	-	108	381.0	5	17.6	8	28.2	59	208.1	35	123.5
	別海町	159	1,006.5	-	-	47	297.5	4	25.3	2	12.7	26	164.6	21	132.9
	中標津町	217	894.7	-	-	60	247.4	4	16.5	3	12.4	41	169.1	24	99.0
	標津町	76	1,368.6	-	-	22	396.2	1	18.0	-	-	13	234.1	12	216.1
	羅臼町	67	1,163.6	-	-	28	486.3	-	-	-	-	10	173.7	4	69.5
平成 26年	根室管内	806	1,033.6	-	-	219	280.8	11	14.1	3	3.8	162	207.7	76	97.5
	根室市	340	1,208.6	-	-	105	373.3	1	3.6	3	10.7	69	245.3	32	113.8
	別海町	144	909.3	-	-	32	202.1	6	37.9	-	-	22	138.9	10	63.1
	中標津町	196	810.3	-	-	52	215.0	3	12.4	-	-	39	161.2	22	91.0
	標津町	71	1,295.6	-	-	18	328.5	1	18.2	-	-	15	273.7	8	146.0
	羅臼町	55	963.6	-	-	12	210.2	-	-	-	-	17	297.8	4	70.1
平成 27年	根室管内	842	1,098.9	-	-	251	327.6	6	7.8	5	6.5	148	193.2	90	117.5
	根室市	337	1,217.1	-	-	106	382.8	2	7.2	4	14.4	66	238.4	33	119.2
	別海町	137	871.8	-	-	37	235.4	1	6.4	-	-	21	133.6	17	108.2
	中標津町	220	914.4	-	-	77	320.0	3	12.5	1	4.2	37	153.8	21	87.3
	標津町	86	1,585.3	-	-	16	294.9	-	-	-	-	10	184.3	14	258.1
	羅臼町	62	1,118.1	-	-	15	270.5	-	-	-	-	14	252.5	5	90.2

* 釧路根室地域保健情報年報による。

5 主な死因－2

		肺炎		肝疾患		腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		交通事故 (再掲)	
		実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率	実数 (人)	率
平成 22年	根室管内	89	110.5	7	8.7	15	18.6	18	22.3	23	28.5	24	29.8	5	6.2
	根室市	35	121.2	5	17.3	6	20.8	3	10.4	11	38.1	7	24.2	3	10.4
	別海町	22	136.4	1	6.2	3	18.6	6	37.2	4	24.8	3	18.6	-	-
	中標津町	19	78.5	1	4.1	4	16.5	8	33.1	2	8.3	7	28.9	1	4.1
	標津町	10	172.8	-	-	2	34.6	1	17.3	2	34.6	3	51.8	-	-
	羅臼町	3	49.9	-	-	-	-	-	-	4	66.6	4	66.6	1	16.6
平成 23年	根室管内	57	71.8	6	7.6	29	36.5	16	20.2	26	32.7	29	36.5	9	11.3
	根室市	32	109.4	3	10.3	13	44.5	7	23.9	9	30.8	6	20.5	6	20.5
	別海町	6	37.4	1	6.2	3	18.7	5	31.1	8	49.8	6	37.4	2	12.5
	中標津町	11	45.5	1	4.1	6	24.8	2	8.3	3	12.4	11	45.5	-	-
	標津町	5	86.9	-	-	5	86.9	1	17.4	3	52.1	3	52.1	1	17.4
	羅臼町	3	50.4	1	16.8	2	33.6	1	16.8	3	50.4	3	50.4	-	-
平成 24年	根室管内	71	90.0	10	12.7	15	19.0	28	35.5	29	36.8	25	31.7	11	13.9
	根室市	38	131.9	3	10.4	4	13.9	5	17.4	14	48.6	9	31.2	4	13.9
	別海町	7	43.8	2	12.5	3	18.8	11	68.9	4	25.1	4	25.1	1	6.3
	中標津町	13	53.6	2	8.2	4	16.5	8	33.0	4	16.5	8	33.0	2	8.2
	標津町	9	159.4	2	35.4	3	53.1	-	-	2	35.4	3	53.1	2	35.4
	羅臼町	4	67.6	1	16.9	1	16.9	4	67.6	5	84.4	1	16.9	2	33.8
平成 25年	根室管内	66	84.6	8	10.3	12	15.4	25	32.1	18	23.1	16	20.5	10	12.8
	根室市	32	112.9	5	17.6	8	28.2	11	38.8	6	21.2	7	24.7	3	10.6
	別海町	7	44.3	1	6.3	-	-	7	44.3	2	12.7	4	25.3	-	-
	中標津町	12	49.5	2	8.2	2	8.2	5	20.6	8	33.0	3	12.4	4	16.5
	標津町	6	108.0	-	-	-	-	1	18.0	1	18.0	1	18.0	1	18.0
	羅臼町	9	156.3	-	-	2	34.7	1	17.4	1	17.4	1	17.4	2	34.7
平成 26年	根室管内	61	78.2	3	3.8	28	35.9	39	50.0	26	33.3	17	21.8	8	10.3
	根室市	32	113.8	3	10.7	16	56.9	14	49.8	5	17.8	4	14.2	4	14.2
	別海町	12	75.8	-	-	2	12.6	15	94.7	8	50.5	8	50.5	1	6.3
	中標津町	4	16.5	-	-	9	37.2	9	37.2	9	37.2	3	12.4	2	8.3
	標津町	9	164.2	-	-	-	-	1	18.2	2	36.5	1	18.2	-	-
	羅臼町	4	70.1	-	-	1	17.5	-	-	2	35.0	1	17.5	1	17.5
平成 27年	根室管内	49	64.0	10	13.1	24	31.3	43	56.1	22	28.7	16	20.9	7	9.1
	根室市	15	54.2	2	7.2	14	50.6	17	61.4	7	25.3	4	14.4	4	14.4
	別海町	7	44.5	-	-	2	12.7	7	44.5	4	25.5	1	6.4	1	6.4
	中標津町	11	45.7	4	16.6	5	20.8	11	45.7	7	29.1	8	33.3	-	-
	標津町	12	221.2	4	73.7	1	18.4	2	36.9	-	-	1	18.4	-	-
	羅臼町	4	72.1	-	-	2	36.1	6	108.2	4	72.1	2	36.1	2	36.1

* 釧路根室地域保健情報年報による。

6 医療従事者数

		平成6年		平成16年		平成26年	
		人	人口10万対	人	人口10万対	人	人口10万対
医 師	全 道	10,249	180.5	12,201	216.2	12,987	240.5
	根室管内	63	70.6	85	100.4	83	107.8
	根室市	36	102.6	37	117.5	33	121.6
	北部4町	27	49.4	48	90.2	50	100.2
歯科医師	全 道	3,874	68.2	4,325	76.6	4,483	83.0
	根室管内	37	41.2	39	46.0	37	48.0
	根室市	13	37.0	16	50.8	14	51.6
	北部4町	24	43.9	23	43.2	23	46.1
薬 剤 師	全 道	7,601	133.9	9,704	171.9	10,803	200.1
	根室管内	56	62.4	73	86.2	68	84.8
	根室市	28	79.8	29	92.1	23	84.8
	北部4町	28	51.2	44	82.7	45	90.2
看 護 師	全 道	26,302	463.3	40,717	723.2	57,732	1,072.9
	根室管内	135	150.3	294	347.1	393	510.2
	根室市	71	202.3	113	358.7	157	578.7
	北部4町	64	117.0	181	340.2	236	472.9
准看護師	全 道	23,707	417.6	23,951	425.4	19,172	356.3
	根室管内	246	273.9	279	329.4	215	279.1
	根室市	114	324.8	133	422.2	92	339.1
	北部4町	132	241.3	146	274.4	123	246.5
助 産 師	全 道	1,124	19.8	1,417	25.2	1,647	30.6
	根室管内	15	16.7	23	27.2	25	32.5
	根室市	6	17.1	4	12.7	2	7.4
	北部4町	9	16.5	19	35.7	23	46.1
保 健 師	全 道	1,809	31.9	2,506	44.5	3,028	56.3
	根室管内	42	46.8	60	70.8	56	72.7
	根室市	11	31.3	12	38.1	13	47.9
	北部4町	31	56.7	48	90.2	43	86.2

*北海道保健統計年報及び釧路根室地域保健情報年報による。

7 主な公共施設の禁煙状況

(か所)

	道の施設	市役所・ 町役場 (注1)	公民館	図書館	体育館等	児童館	学 校				医療機関		
							小学校	中学校	高等学校	高等養護	病 院	診 療 所	
根 室 管 内	対象施設数	13	11	76	4	76	14	37	26	6	0	4	4
	実施施設数	13	11	47	3	76	14	25	26	5	0	4	4
根 室 市 (注2)	対象施設数	4	2	7	1	14	5	12	7	2	—	1	2
	実施施設数	4	2	7	1	14	5	12	7	2	—	1	2
別 海 町	対象施設数	2	5	38	1	34	2	9	9	1	—	1	2
	実施施設数	2	5	38	0	34	2	9	9	1	—	1	2
中 標 津 町	対象施設数	6	2	1	1	5	5	10	4	2	0	1	0
	実施施設数	6	2	1	1	5	5	0	4	2	0	1	0
標 津 町	対象施設数	1	1	29	1	17	2	4	4	1	—	1	0
	実施施設数	1	1	0	1	17	2	4	4	0	—	1	0
羅 臼 町	対象施設数	—	1	1	1	6	—	2	2	1	—	—	—
	実施施設数	—	1	1	1	6	—	0	2	1	—	—	—

*道の施設(道立高等学校含む)は保健所調べ。それ以外は各市・町への照会による。

*平成23年7月現在。

*実施施設数は、敷地内実施及び施設内実施を含む。

(注1)振興局を含む。

8 主な介護保険サービス事業所

①介護保険事業所(在宅系)

(か所)

	訪問介護事業所		訪問入浴介護事業所		通所介護事業所		通所リハビリテーション事業所	
		介護予防		介護予防		介護予防		介護予防
根 室 管 内	16	16	3	2	11	19	4	4
根 室 市	5	5	1	1	4	7	1	1
別 海 町	4	4	1	—	2	4	1	1
中 標 津 町	5	5	1	1	2	5	1	1
標 津 町	—	—	—	—	1	1	—	—
羅 臼 町	2	2	—	—	2	2	1	1

	短期入所生活介護事業所		短期入所療養介護事業所		居宅介護支援事業所	
		介護予防		介護予防		予防支援
根 室 管 内	7	7	3	3	24	5
根 室 市	2	2	1	1	9	1
別 海 町	1	1	1	1	4	1
中 標 津 町	2	2	1	1	7	1
標 津 町	1	1	—	—	2	1
羅 臼 町	1	1	—	—	2	1

②介護保険事業所(施設系)

(左欄:か所 右欄:人)

	介護老人福祉施設		地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	施設数	入所定員	施設数	入所定員	施設数	入所定員	施設数	入居定員
根 室 管 内	6	329	1	29	2	146	1	60
根 室 市	2	86	—	—	1	96	—	—
別 海 町	1	90	—	—	1	50	—	—
中 標 津 町	2	90	—	—	—	—	1	60
標 津 町	1	63	—	—	—	—	—	—
羅 臼 町	—	—	1	29	—	—	—	—

	特定施設入居者生活介護		認知症高齢者グループホーム	
	施設数	入居定員	施設数	入居定員
根 室 管 内	2	132	12	201
根 室 市	2	132	2	36
別 海 町	—	—	3	54
中 標 津 町	—	—	5	81
標 津 町	—	—	1	18
羅 臼 町	—	—	1	12

*根室保健環境部保健行政室調べ。平成30年1月1日現在。

9 根室保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 根室地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、根室保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

本会議は、将来の病床数の必要量を達成するための方策 その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うための、根室圏域地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次の区分の団体（別表）に所属する者より構成するものとする。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益団体等
- (2) 保健医療福祉サービスの提供団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) その他必要と認められる団体等

2 連携推進会議には会長、副会長を置くこととし、構成員が互選した者をもって充てる。

3 会長は会議を代表し、会務を掌握する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 構成団体については、必要に応じて、見直すこととする。

(会議)

第4条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて構成員の参加を制限することができるほか、構成団体以外の者も出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、連携推進会議の構成員をもって組織する。

(事務局)

第6条 事務局は、根室振興局保健環境部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年 8月18日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成24年 4月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成26年11月27日に一部改正する。

この要綱は、平成27年 9月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成29年 2月 9日に一部改正する。

この要綱は、平成29年 9月12日に一部改正する

10 根室保健医療福祉圏域連携推進会議 構成団体一覧

区 分	団 体 名	備考(調整会議)
保健医療福祉サービスの受益団体等	根室地区身体障がい者福祉協会	住民代表
	根室市身体障害者福祉協会	住民代表
	根室地区老人クラブ連合会	住民代表
	根室市老人クラブ連合会	住民代表
	北海道民生委員児童委員連盟根室地区支部	住民代表
	北海道民生委員児童委員連盟根室市支部	住民代表
	根室管内女性団体連絡協議会	
保健医療福祉サービスの提供団体等	一般社団法人 根室市外三郡医師会	医師会 ※会長
	社団法人 釧路歯科医師会	歯科医師会※副会長
	一般社団法人 北海道薬剤師会根室支部	薬剤師会
	社団法人 北海道看護協会根室支部	看護協会
	根室地区社会福祉協議会連絡協議会	地区社協
	根室地方食品衛生協会	
	中標津地方食品衛生協会	
	根室ケアマネージャー連絡協議会	
	中標津地域介護支援専門員連絡協議会	
	市立根室病院	センター病院
	町立別海病院	自治体医療機関
	町立中標津病院	センター病院
	標津町国民健康保険標津病院	自治体医療機関
	知床らうす国民健康保険診療所	自治体医療機関
石田病院	慢性期医協推薦	
関係行政機関	根室市	管内自治体
	別海町	管内自治体
	中標津町	管内自治体
	標津町	管内自治体
	羅臼町	管内自治体
	根室振興局保健環境部保健行政室	事務局
	根室振興局保健環境部中標津地域保健室	事務局
その他必要と認められる団体等	根室市消防本部	
	根室北部消防事務組合消防本部	



根室市
Nemuro City



別海町
Betsukai Town



中標津町
Nakashibetsu Town



標津町
Shibetsu Town



羅臼町
Rausu Town